

社会福祉法人柏市社会福祉協議会行事の共催及び後援に関する
事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人柏市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が本会以外のものを行う、社会福祉関係行事の共同主催及び後援することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ、当該各号の定めるところによる。

- (1) 行事 社会福祉に関する展覧会・講習会・研究会・競技会・その他の集会又は催しものをいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部負担することをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。

(承認の基準)

第3条 本会は、次の各号に該当する行事について共催又は、後援することがある。

- (1) 柏市の社会福祉事業の推進上有益であると認められるもの。
- (2) 団体若しくはこれらの長が主催するもの。
- (3) 市の区域及びこれに隣接する地域において開催される等、市民の幅広い参加が期待できるもの
- (4) その他、本会会長が共催、後援を必要と認めたもの。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当すると認められる行事については、共催又は後援をしないものとする。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 政治的目的及び内容を含むもの
- (3) 宗教的目的及び内容を含むもの
- (4) 公序良俗に反するもの、その他社会的非難を受けるおそれがあるもの
- (5) その他

(申請の手続等)

第4条 本会の共催又は後援を申請しようとする者は、共催（後援）承認申請書（様式第1号）を行事開催前までに提出しなければならない。

2 本会は前項の申請書を受けた時は、速やかに承認又は不承認の旨決定し、共催（後援）承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(報告)

第5条 前条第2項の規定により後援承認を受けた者は、当該後援に係る行事が終了したときは速やかに実施報告書(様式第3号)により本会に報告しなければならない。

(承認の取消し)

第6条 本会は、共催又は後援の承認をした行事が第3条に規定する基準に適合しないと認められるときは、当該承認を取り消すことができる。

(2) 本会は、前項の規定により承認を取り消したときは、共催(後援)取消通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、昭和52年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年10月1日から施行する。(一部改正)

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。(一部改正)